

ペアレント・プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、子育てに難しさを感じる保護者が子供の「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信をつけることや子育ての仲間を見つける機会とすることを目的としてペアレント・プログラムを実施するにあたり、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 実施主体は、西宮市とする。

(実施対象者)

第3条 ペアレント・プログラムの実施対象者は、西宮市民とする。但し、こども未来センターを利用する育児不安が高い保護者又は保護者支援としてペアレント・プログラムの参加が効果的と認められる保護者を優先的に対象とする。

(実施場所)

第4条 ペアレント・プログラムは、こども未来センターで実施する。

(実施方法)

第5条 ペアレント・プログラムは、次に定めるところにより実施する。

- (1) 1クール7回（フォローアップセッション1回を含む）の保護者支援のためのグループによるプログラムとする。なお、初回から6回までは概ね2週間に1回のペースで実施し、6回目終了後、概ね1か月を経た後にフォローアップセッションを行うものとする。
- (2) ペアレント・プログラムの1クール毎の定員は、概ね10名とする。
- (3) ペアレント・プログラムは、必要な研修を受けたこども未来センターの職員又は外部講師が進行するものとする。
- (4) ペアレント・プログラムは、保護者同士がアドバイスや共感をしあいながら、回を重ねるごとに参加者の自己肯定感が高められるよう、ペアワークを基本に実施するものとする。
- (5) ペアレント・プログラムの実施日に、希望に応じて託児を実施するものとする。
- (6) ペアレント・プログラムの結果は、市が別途指定する用紙に記録する。なお、記録は市が保管し、事後の指導や育児支援のために活用するものとする。
- (7) 日程、プログラム、従事者数、その他実施細目については、年度毎に定めるものとする。

(託児)

第6条 前条第5号に規定する託児は、こども未来センター内に設置する一時預かり事業により行う。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。